

## 、政務活動費活動報告（研修）

(1) 研修名：地方議会議員セミナー I N札幌

(2) 参加者： 赤井康彦 安藤博 小川喜三郎 辻真理子 矢吹安子の5名

日時・場所： 2014年11月17日（月）

TKP札幌カンファレンスセンター

### 【1. 研修目的】

地方議会議員として学んでおくべき、議員の身分・議員に地位、

### 【2. 結果報告】

#### (1) 内容

1日目

##### (1) 議員の発言

発言の通告制 「～について」だけではだめ。

決まった時間の中で具体的な内容が示さなければ、よい解答へと進まない。

質疑・一般質問は、議員である以上条例、予算等の質問を正していくことが必要

住民訴訟＝住民監査＝市川市では、85件の訴訟があった。

発言の取り消しにおいて

内容が間違っていたら・内容の変更＝議会が閉じるまでに

・言い間違い＝議長において訂正

申し出するのは、本人、他の議員、議長しかない。

##### (2) 懲罰…刑罰とは違う

・対象になるのは、現職の議員だけ

①議会の秩序を乱した議員を一般議員が

②不適切な発言をした議員

③議長は欠席の議員のことしかできない

・場所的限界＝本会議場と委員会だけの行為

委員派遣の時にも懲罰の対象になる

3日以内に動議を出さないといけない

・時間的限界＝本会議場と委員会場だけ、開いて閉じる間

##### (3) 懲罰の種類

・戒告⇒陳謝⇒出席停止⇒除名

出席停止の時は、本会議場と委員会以外は出られる

除名は、本人がいなくても3分の2の出席議員があり、その4分の3の議決がえられたら

(4) 議員の救済は、知事に21日以内に提出するか、裁判所へ提出

2 除斥 (のぞきしりぞけること)

- ・議会における審議の公平を期するため、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することが出来ない
- ・自己、配偶者、二親等内の血族(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹)に関する一身上に関する事件

3 議員立法 憲法94条=自治法14条

- ・行政実例・・・法律
- ・判例実例・・・最高裁判所が出すものを判例という
- ・〈国法〉・・・憲法、法律、命令・政令・省令、規則
- ・〈自治体法〉・・・条例、規則
  - 条例には・宣言条例
  - ・実行条例=サービス条例と規則条例があり、議会基本条例が含まれる

4 兼業の禁止 議員は自ら営利事業等を営むことはできる。

- 補助金は行政行為=公益を目的としているところは ○
- 金額の高さでなく、請負金額が50%を超えていなければ ○
- 個人経営では ×
- 行政行為として、市から補助金をもらっている指定管理 ○
- NPO法人・・・役員で委託契約をしたら、役員をおりる。

(2) 考察

講師の大塚康男氏は、市川市議会事務局に長く勤務なさり、事務局長でご退職になるまで、豊かな経験を積まれました。在職中には、住民訴訟から住民監査まで扱われたそうですが、今回私達が知識として知っておくべき「懲罰問題」や「兼業の禁止」などについて、その実体験から得られた、説得力あるお話を伺うことができました。

また、私たちは仕事柄「知らないではすまされないこと」を幅広く学ばせていただきました。これからは、このような学びの機会に積極的に参加し、市民の皆さまのお役に立っていきたい、と決意を新たにしております。